

朝霞地区第二次救急医療圏における寄附講座運営支援事業実施要綱

令和3年4月1日
保健医療部長決裁

1 目的

本事業は、寄附講座の運営を行う事業に対して補助金を交付し、朝霞地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

学校法人慶應義塾（慶應義塾大学）とする。

3 事業の内容

事業内容は、寄附講座の設置に関する協定書に基づき、慶應義塾大学が朝霞地区第二次救急医療圏の小児救急医療体制について調査・研究をするとともに、若手医師等を指導する事業とする。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、朝霞地区第二次救急医療圏における寄附講座運営支援事業補助金交付要綱（平成24年10月1日医第1547号）に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

5 事業の対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。